

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三五八号

(火曜日)

告示

島根県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

告示

目次

生活保護法の規定による介護機関の指定	(長寿社会課)一
土地改良事業計画の認可	(農村整備課)二
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)二
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(漁業管理課)四
公有水面埋立ての免許	(漁港課)四
道路の区域の変更	(道路整備課)五
道路の供用開始	(港湾空港課)八
海岸保全区域の指定	

公 告

- しまねITウェーブ2002業務実施に係る委託者の特定のための提案競技の実施
都市計画変更の図書の縦覧

(下水道推進課)一二

- 平成十四年三月二十九日付け島根県報第一、三五五
(土地資源対策課)一二
号中
平成十四年三月二十九日付け島根県報第一、三五五
(農村整備課)一二
号中

指定訪問看護事業者・指定介護事業者・指定介護支援事業者	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人 愛宕会	隱岐郡五箇村大字郡四二五番五	清松園短期入所施設	隱岐郡五箇村大字郡五八八番地
特定非営利活動法人 あいの会	那賀郡三隅町大字向野田三四〇番地	訪問介護	平成十四年四月一日
島根県告示第四百二十二号	訪問介護事業所「あいの会」	那賀郡三隅町大字向野田三四〇番地	平成十四年四月一日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次とのとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年四月九日

事業主体名	事業名	認可年月日
江津市土地改良区	松川町長良地区農道舗装事業（非補助） 土地改良事業	平成十四年四月一日

一 縦覧に供する書類の名称

津田川地区用排水施設事業（県営防災ダム事業）計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、村之郷地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とのとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

一 縦覧に供する書類の名称

村之郷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

三 縦覧の場所
大和村役場

島根県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、本庄地区を受益地域とする区画整理事業（県営ほ場整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称
本庄地区区画整理事業（県営ほ場整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、和木地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称
和木地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
江津市役所

島根県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、大邑地区を受益地域とする農道事業（県営広域農地農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称
大邑地区農道事業（県営広域農地農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
大田市役所、川本町役場、邑智町役場及び桜江町役場

島根県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、

平成14年4月9日

島根県報

笹畠地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、同
条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦
覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称
 笹畠地区農道事業（県営一般農道整備事業）変更計画書の写し

 二 縦覧の期間
 告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
 川本町役場

島根県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
三瓶東地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、
同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を
縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

 一 縦覧に供する書類の名称
 三瓶東地区農道事業（県営一般農道整備事業）変更計画書の写し 二 縦覧の期間
 告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

大田市役所及び頓原町役場

島根県告示第四百三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百十二条の二第二項の規定による
届出を審査した結果、次の加入区について、同法第二百十二条第一項の規定による同意があ
つたと認めたので、同法第二百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十
七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

多伎町加入区（多伎町漁業協同組合）

島根県告示第四百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり
公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

一 免許年月日
 平成十四年三月二十九日

二 免許受人
 松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

イ 1工区 大田市静間町字和江一六四二番の地先公有水面
 ロ 2工区 大田市静間町字和江一六四二番の地先公有水面

(二) 区域

イ 1工区 次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

分秋分の満潮位 (DLプラス○・五六〇メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 烏井四等三角点 (北緯三五度一二分四九秒六一七、東経一三二度二八分三〇秒一一三) から二三六度一〇分五四秒、四四四・四二メートルの地点

ロ

②の地点

①の地点から二八八度四七分三五秒、七・九三メートルの地点

③の地点

②の地点から三四三度一九分二二秒、一・一〇〇メートルの地点

④の地点

③の地点から七三度一七分四七秒、三・一〇〇メートルの地点

⑤の地点

④の地点から三四三度一七分四七秒、八八・五五メートルの地点

⑥の地点

⑤の地点から二五三度一七分四七秒、三・一〇メートルの地点

⑦の地点

⑥の地点から三四三度一七分四七秒、一・四五メートルの地点

⑧の地点

⑦の地点から五四度〇一分四九秒、三・〇〇メートルの地点

ロ

2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 烏井四等三角点 (北緯三五度一二分四九秒六一七、東経一三二度二八分三〇秒一一三) から二五一度五八分〇七秒、四一八・九七メートル

メートルの地点

②の地点

①の地点から二〇六度〇九分五〇秒、一・八〇メートルの地点

③の地点

②の地点から二〇四度三六分五〇秒、四九・四六メートルの地点

④の地点

③の地点から二九四度三六分五〇秒、一二・九〇メートルの地点

⑤の地点

④の地点から二四度三六分五〇秒、五一・二六メートルの地点

(三) 面積

イ 1工区

六二一・六八平方メートル

ロ 2工区

六六一・三二平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大田市静間町字和江二八四二番、二六六番一七に接する道路地内並びに一六四二番、二六六番一七の地内並びに一六四二番の地先公有水面。

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 烏井四等三角点 (北緯三五度一二分四九秒六一七、東経一三二度二八分三〇秒一一三) から二五一度五八分〇七秒、四一八・九七メートル

の地点

Bの地点 Aの地点から一四六度四七分〇六秒、三五・四二メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一四四度四二分五二秒、三三・二七メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一五九度〇一分一五秒、四〇・一メートルの地点

Eの地点 Dの地点から一八一度三分一一秒、五二・二二メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二六九度〇〇分二四秒、七二・三七メートルの地点

Gの地点 Fの地点から二八六度四三分〇一秒、六六・四八メートルの地点

Hの地点 Gの地点から二九四度三六分五〇秒、八五・〇〇メートルの地点

Iの地点 Hの地点から二四度三六分五〇秒、一二四・三〇メートルの地点

Jの地点 Iの地点から一四度三六分五〇秒、八四・九六メートルの地点

(三) 面積

二三、九八二・七四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第四百三十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月九日

				県道		一般国道		道路の種類			
		羽須美大和線		草野横田線		出雲仁多線		四百三十二号		路線名	
		平田市平田町二八番一地先から同町一一〇番一地先まで		邑智郡大和村大字都賀西七六八番二地先から同大字七七七番八地先まで		能義郡広瀬町東比田一三四六番一〇地先から同町梶福富九二八番一地先まで		飯石郡三刀屋町大字六重四一番六地先から同大字四一一番二地先まで		八束郡八雲村大字東岩坂二七九七番一地先から同大字四四三番六地先まで	
後	前	後	前	後 B	A	前 A	後	後 B	A	前 A	後 の別前
八・〇〇・ 三六・〇〇	八・〇〇・ 二〇・〇〇	六・〇〇・ 一一・〇〇	四・二〇・ 八・五〇	一一・〇〇・ 六〇・〇〇	四・〇〇・ 一三・〇〇	四・〇〇・ 一三・〇〇	一八・〇〇・ 二七・〇〇	三〇・〇〇・ 四五・〇〇	一五・〇〇・ 七六・〇〇	四・〇〇・ 一八・〇〇	四・〇〇・ 一八・〇〇メートル
三一・〇〇	二一〇・〇〇	六一・〇〇	六一・〇〇	一、五二〇・〇〇	一、九〇〇・〇〇	一、九〇〇・〇〇	七〇・〇〇	七〇・〇〇	六〇五・〇〇	三、三九〇・〇〇	三、三九〇・〇〇メートル
		川本土木建築事務所		広瀬土木事務所		木次土木建築事務所		松江土木建築事務所		管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	
拡幅	都市計画街路事業	拡幅	道路改良工事	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	道路改良工事	不用物件発生	減幅	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	道路改良工事
										備考	

島根県告示第四百三十三号		今福芸北線		出雲平田線		小伊津港線					
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八 条第二項の規定に基づき告示する。		那賀郡金城町大字久佐イ三三六番二地先まで 大字イ三四八番二地先まで 大字イ三四八番二地先まで 同		平田市西代町二四九番一地先から同町二七七番 地先まで		平田市平田町一六〇番一地先から同町一〇四六 番地先まで		平田市平田町一一〇番一地先から同町一六〇番 一地先まで			
後 B	A	前 A	後	前	後	前	後 B	A	前 A	後 B	A
四・五〇 二六・〇〇	三・五〇 五・〇〇	三・五〇 五・〇〇	一六・〇〇 二一・〇〇	一一・〇〇 一六・〇〇	一六・〇〇 三二・〇〇	八・〇〇 一五・〇〇	一七・〇〇 二七・〇〇	八・〇〇 三三・〇〇	八・〇〇 一三・〇〇	八・〇〇 三〇七・〇〇	八・〇〇 三〇七・〇〇
一四一・〇〇	一四五・五〇	一四五・五〇	一九六・〇〇	一九六・〇〇	二四八・五〇	二六二・〇〇	三〇七・〇〇				
浜田土木建築事務所				出雲土木建築事務所							
ダブルウェイ				上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。		道路改良工事		拡幅		ダブルウェイ	

島根県知事 澄田信義

										一般国道	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日
										県道				
今福云北線	小伊津港線	桜江金城線	草野横田線	萩津和野線	"	"	"	斐川上島線	三刀屋佐田線	出雲平田線	百八十七号	鹿足郡柿木村大字白谷一三九五番三地先から同大字一三九五番四地先まで	二〇三・〇〇メートル	平成十四年四月九日
那賀郡金城町大字久佐イ三三六番二地先から同大字イ三四八番二地先まで	○番地先まで	平田市平田町一二五番三〇地先から同町一六四	那賀郡金城町大字追原二一五九番一地先から同大字二一九一番一地先まで	能義郡広瀬町東比田一七八九番七地先から同町樅福富九二八番一地先まで	鹿足郡津和野町大字後田字勢溜ハ一〇番二地先から同大字奥源路口五五番一地先まで	簸川郡斐川町大字三絡三三八番五地先から同大字三五六番一地先まで	簸川郡佐田町大字反辺字高西一七三番七地先から同大字二三五二番二六地先まで	簸川郡佐田町大字反辺字高西一七三番七地先から同大字二三五二番二六地先まで	簸川郡佐田町大字反辺字高西一七三番七地先から同大字二三五二番二六地先まで	平田市西代町二三〇番一地先から同町二五三番二地先まで	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日
一四一・〇〇	四九〇・〇〇	二〇七・〇〇	八一〇・〇〇	一二七・三〇	三四七・〇〇	八三・〇〇	一五〇・〇〇	一七〇・〇〇	一五〇・〇〇	出雲土木建築事務所	津和野土木事務所	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称		
平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	平成十四年四月九日	浜田土木建築事務所	浜田土木建築事務所	浜田土木建築事務所	浜田土木建築事務所	備考

島根県告示第四百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域に指定するので、同条第四項の規定により告示する。

沿岸名	島根沿岸
海岸名	持石港
海岸地区	持石海岸
延長	三四七メートル
区域	基点一から基点二までを順次に直線で結ぶんだ線、ニダレ島中心点（基点一から二九六度一七分一八秒、二〇〇メートルの地点）を

ル

円心とする円周で基点一と補助点一とを結ぶ
東側の円弧、ニダレ島中心点を円心とする円
周で基点二と補助点二とを結ぶ西側の円
弧及び補助点一と補助点二とを直線で結ぶ
だ線により囲まれた区域

(点の表示)

基点一	座標Xマイナス一四六、〇八七・四六
基点二	座標Yマイナス三四、六七四・〇一
基点三	座標Xマイナス一四六、〇九五・七八
基点四	座標Yマイナス三四、七〇五・四六
基点五	座標Xマイナス一四六、〇九六・五九
基点六	座標Yマイナス三四、七二三・一〇
基点七	座標Xマイナス三四、七三一・一六
基点八	座標Yマイナス三四、九〇三・五三
基点九	座標Xマイナス一四六、〇九〇・三七
基点十	座標Yマイナス三四、七四一・九〇
基点十一	座標Xマイナス一四六、〇九八・七四
基点十二	座標Yマイナス三四、七七三・四二
基点十三	座標Xマイナス一四六、一〇六・三六
基点十四	座標Yマイナス三四、八一一・〇八
基点十五	座標Xマイナス一四六、一〇九・三五
基点十六	座標Yマイナス三四、八二七・二〇
基点十七	座標Xマイナス一四六、一二三・九
基点十八	座標Yマイナス三四、八二三・三三
基点十九	座標Xマイナス一四六、一二五・四
基点二十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点二十一	座標Xマイナス一四六、一三一・一
基点二十二	座標Yマイナス三四、八四五・四〇
基点二十三	座標Xマイナス一四六、一三一・二
基点二十四	座標Yマイナス三四、八四六・九三
基点二十五	座標Xマイナス一四六、一三四・一
基点二十六	座標Yマイナス三四、八六一・六〇
基点二十七	座標Xマイナス三四、八六一・六三
基点二十八	座標Yマイナス三四、八六一・六九
基点二十九	座標Xマイナス一四六、一三五・一
基点三十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点三十一	座標Xマイナス一四六、一三五・一
基点三十二	座標Yマイナス三四、八四五・四〇
基点三十三	座標Xマイナス一四六、一三一・二
基点三十四	座標Yマイナス三四、八四六・九三
基点三十五	座標Xマイナス一四六、一三四・一
基点三十六	座標Yマイナス三四、八六一・六〇
基点三十七	座標Xマイナス三四、八六一・六三
基点三十八	座標Yマイナス三四、八六一・六九
基点三十九	座標Xマイナス一四六、一三五・一
基点四十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点四十一	座標Xマイナス一四六、一三五・一
基点四十二	座標Yマイナス三四、八四五・四〇
基点四十三	座標Xマイナス一四六、一三一・二
基点四十四	座標Yマイナス三四、八四六・九三
基点四十五	座標Xマイナス一四六、一三四・一
基点四十六	座標Yマイナス三四、八六一・六三
基点四十七	座標Xマイナス一四六、一三三・一
基点四十八	座標Yマイナス三四、八二三・三三
基点四十九	座標Xマイナス一四六、一二五・四
基点五十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点五十一	座標Xマイナス一四六、一二三・九
基点五十二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点五十三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点五十四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点五十五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点五十六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点五十七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点五十八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点五十九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点六十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点六十一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点六十二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点六十三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点六十四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点六十五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点六十六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点六十七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点六十八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点六十九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点七十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点七十一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点七十二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点七十三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点七十四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点七十五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点七十六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点七十七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点七十八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点七十九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点八十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点八十一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点八十二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点八十三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点八十四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点八十五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点八十六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点八十七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点八十八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点八十九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点九十	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点九十一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点九十二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点九十三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点九十四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点九十五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点九十六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点九十七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点九十八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点九十九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百零一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百零二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百零三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百零四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百零五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百零六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百零七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百零八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百零九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百一〇	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百一一	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百一二	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百一三	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百一四	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百一五	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百一六	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百一七	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百一八	座標Yマイナス三四、八二六・九九
基点一百一九	座標Xマイナス一四六、一二一・九
基点一百二十	座標Yマイナス三四、九三九・七七
基点一百二十一	座標Xマイナス一四六、一七三・四
基点一百二十二	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百二十三	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百二十四	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百二十五	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百二十六	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百二十七	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百二十八	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百二十九	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百三十	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百三十一	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百三十二	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百三十三	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百三十四	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百三十五	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百三十六	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百三十七	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百三十八	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百三十九	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百四十	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百四十一	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百四十二	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百四十三	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百四十四	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百四十五	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百四十六	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百四十七	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百四十八	座標Yマイナス三四、九四八・一九
基点一百四十九	座標Xマイナス一四六、一七四・一
基点一百五十	座標Yマイナス三四、九四八・一九

しまねITウェーブ2002業務実施に係る委託者について、提案競技により選定の上
特定するので、様式等を除き次のとおり公表する。

平成十四年四月九日

公 告

- (一) 事業名
「しまねＩＴウェーブ2002」
- (二) 事業の内容
「しまねＩＴウェーブ2002業務委託仕様書（以下「仕様書」という）による委託期間
- (三) 委託期間
平成十四年六月一日から平成十五年三月三十一日
- (四) 委託業者
以下の規定に基づき提案競技を行い、業務委託予定者を選定する。
- 二 提案の内容
- (一) 仕様書の要件を満たす業務の内容
- (二) 右記業務のスケジュール計画
- (三) 右記業務を受託する際の見積金額
- (四) 右記業務の実施体制、人員組織
- (五) 県内でのＩＴ関連イベントの実施実績
- 三 参加資格
- 提案競技に参加しようとする者は、次のアからオまでのすべてに該当すること。
- ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の各号に該当すると認められる事実があつた後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者でないこと。
- ウ 島根県税を滞納していない者であること。
- エ 公告の日から、提案競技参加申込書の提出期限の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。
- オ 過去五年以内に島根県内におけるイベントの開催実績を有すること。
- 四 提出書類
- 提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。
- (一) 提案競技参加申込書（参考様式一）
- (二) 法人について会社概要書（参考様式二）

- (三) 個人にあっては経歴書（参考様式三）
- (四) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (五) 刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を一切行っていない旨及び本件提案競技に係る参加資格を満たす旨の誓約書（参考様式四）
- (六) 島根県税を滞納していない旨の証明書（平成十三年九月末時点）（物品の製造の請負及び売買に係る入札参加審査要綱その他の県において定める入札参加資格審査要綱に基づく名簿に登録されている者は、「入札参加資格審査結果通知書」の写し）
- (七) 提案書表紙（参考様式五）
- (八) 提案書
- 五 提案競技説明書等の配布期間、場所
- (一) 期間
平成十四年四月九日（火）～平成十四年四月二十四日（水）
- (二) 場所
島根県総務部情報政策課
- 六 提案競技説明会
- (一) 日時
平成十四年四月十七日（水） 十四時～十五時
- (二) 場所
島根県市町村振興センター 中会議室（松江市殿町八番地三）
- 七 提出書類の提出方法、提出先、提出期間等
- (一) 提出方法
郵送又は持参による
- (二) 提出部数
四の(一)～(七)の書類については一部、四の(八)の書類については六部
- (三) 提出期限
1 四の(一)～(六)の書類については、平成十四年四月二十五日（木）十五時まで
(郵送の場合は書留とし、二十五日の正午までに必着のこと)
- 2 四の(七)～(八)の書類については、平成十四年五月七日（火）十五時まで

(郵送の場合は書留とし、七日の正午までに必着のこと)

(四) 提出先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町一番地

島根県総務部情報政策課

電話 ○八五二一二二一六二九五

FAX ○八五二一一二一五九六九

電子メール infosys@pref.shimane.jp

八 提案競技に係る質問書について

(一) 質問は期限までに文書(参考様式六)により提出する。 (ファックス、電子メールによる問い合わせも可とする。)

(二) 提出期限 平成十四年四月十九日(金)十七時まで

(三) 質問に対する回答は、平成十四年四月二十四日(水)までに文書により通知する。

九 業務委託者の選定方法

(一) しまねITウェーブ2002提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)

において、厳正な審査を行い、業務委託予定者の選定を行う。

(二) 審査委員会には、学識経験者一名、財団法人しまね産業振興財団専務理事、島根県

広報課長、島根県商工労働部企業振興課長、島根県総務部情報政策課長をもつて充てる。

(三) 審査に当たっては、以下の観点について、仕様書に記載した要件の充足状況を評価する。

1 イベント全体のコンセプト、集客性

2 催事日程

3 催事場所、会場

4 対象者への意識啓発の程度

5 アプリケーション・情報関連機器等最新の情報通信技術の反映

6 スケジュールの全体計画(催事の準備日程を含む。)

7 広報計画

8 イベントの実施体制・人員組織

9 県内でのIT関連イベントの実施実績

(四) 評価の方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(五) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局(情報政策課)が書類審査を行い、上位五者を選定する。(選定結果については別途通知する。)

(六) 審査委員会は、(五)で選定した上位五者より提案内容のプレゼンテーションを受ける。

(プレゼンテーションの日程については別途通知する)

(七) 審査委員会は、(六)のプレゼンテーションによる評価の結果を踏まえ、合議により業務委託予定者の選定を行う。

(八) 審査委員会による選定の結果については、別途通知する。

(九) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立は受け付けない。

十 契約

(一) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「業務委託予定者」という。)と地方自治法施行令

第一百六十七条の二第一項第二号の規定により、随意契約を行う。

(二) 契約金額

業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(三) 契約保証金

島根県会計規則第六十九条第一項の規定により契約金額の百分の十以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(四) 再委託の制限

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(五) 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(六) その他の契約条項

業務委託予定者と協議の上定める。

十一 その他の留意事項

(一) 提案競技参加に係る費用は提案者の負担とする。

(二) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(三) 提出された書類の返却は行わない。

十二 問い合わせ先

七の(四)に同じ。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年四月九日

島根県知事 澄田信義

- 一 都市計画の種類
大東都市計画下水道
二 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

正

誤

平成十四年三月二十九日付け島根県報第一、三五五号中に誤りがあつたので次のように訂正する。

ページ	箇所
一	目次
	島根県土地利用調整会議等設 備規程の一部改正
	島根県土地利用調整会議等設 置規程の一部改正